

お知らせ

平成28年4月21日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査における基準地震動の追加評価について（震源を特定せず策定する地震動）

当社は、女川原子力発電所2号機の耐震安全性評価に係る基準地震動^{※1}について、東北地方太平洋沖地震等で得られた知見等を踏まえ、「プレート間地震^{※2}」を考慮した基準地震動 S_s-1 （640ガル）と、「海洋プレート内地震^{※3}」、「内陸地殻内地震^{※4}」および「震源を特定せず策定する地震動^{※5}」を考慮した基準地震動 S_s-2 （1000ガル）を設定しております。

この内容については、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査会合において、審査が進められているところです。

このうち「震源を特定せず策定する地震動」については、適合性審査申請時から、最新知見の収集・整理を行いながら継続して検討を進めることとしておりましたが、このたび検討結果が取り纏まり、「震源を特定せず策定する地震動」として、「2004年北海道留萌支庁南部地震（以下、留萌地震という。）」を考慮することとしました。

留萌地震を考慮して評価した地震動は、最大加速度で620ガルとなります。

また、この地震動は、基準地震動 S_s-1 および S_s-2 を一部の周期帯で上回るものです。

追加評価した地震動の妥当性については、今後の審査会合において審議を受ける予定です。

なお、女川原子力発電所については、適合性審査申請時の基準地震動に対して裕度を持たせた耐震工事を進めているため、今回の追加評価による発電所の設備への影響はないものと考えておりますが、今後、詳細な評価を実施することとしております。

詳細は別紙のとおりです。

以上

※1 基準地震動

原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの。

※2 プレート間地震

海洋プレートと大陸プレートが接している境界で発生する地震。

※3 海洋プレート内地震

大陸プレートに沈み込む（沈み込んだ）海洋プレート内で発生する地震。

※4 内陸地殻内地震

大陸プレート内部での断層運動により発生する地震で、深さがおおむね約30kmよりも浅い地殻の内部で発生する地震。

※5 震源を特定せず策定する地震動

震源と活断層を関連付けることが困難な、過去の内陸地殻内の地震による地震動。

<添付資料>

女川原子力発電所2号機 新規制基準適合性審査における基準地震動の追加評価について